

令和5年 第9回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和5年11月22日(水)午前10時00分

2 公示日 平成5年11月15日

3 開催場所 小樽市役所本庁別館3階第1委員会室

4 出席委員 (14人)

会長	11番	北島	吉治
委員	1番	田口	玲子
	2番	澤田	幸孝
	5番	木露	正敏
	6番	古里	和夫
	7番	佐々木	晴男
	8番	三國	幸一
	10番	川畑	正美
	13番	長多	誠吉
	14番	本間	俊一

5 欠席委員	3番	浜谷	礼子
	4番	吉川	孝一
	9番	岩部	利治
	12番	今堀	政藏

6 議事日程

<議案>

○議案第1号 (農地係)

・農地法第5条第1項の規定による許可申請について

<報告>

○報告第1号 (農地係)

・現況証明書交付の報告について

○報告第2号 (農地係)

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

○その他

7 農業委員会事務局職員

振興係長	樋口 博一	振興係	星田 洋
農地係長	世戸 幹彦	農地係	光野 雅士

8 会議の概要

事務局 (振興係長)	<p>ただ今から、令和5年第9回小樽市農業委員会総会を開会いたします。本日は、事務局長の本庄が所用で休暇をいただいておりますので、振興係長の樋口が代わりに進行を進めさせていただきます。</p> <p>今回は14名中10名であり、出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、以降の議事の進行は、北島会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員に10番川畑委員、13番長多委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>内容については事務局より説明します。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の転用申請について」の説明をお願いします。</p>
事務局 (農地係長)	<p>小樽市では、北海道より権限移譲を受けているため、本件は小樽市長の許可案件になります。</p> <p>本日の総会において、審議後、許可相当と議決されれば、農業委員会より意見を付けて小樽市長に送付いたします。その後、小樽市長より農業委員会経由で申請者へ許可（指令書）が交付されることとなります。</p> <p>本件は、市街化調整区域内で農地区分が第3種農地に該当し、かつ総転用面積が30a以下でありますので、北海道農業会議の意見聴取は必要ない案件でございます。</p> <p>御手元にある資料の航空写真を御覧下さい。</p> <p>申請場所は、〇〇からバス通りを〇〇方面に約800m進んだ〇〇にある農地であります。現在は〇〇がある場所になります。</p> <p>申請地番は、〇〇で、令和元年まで自家消費用に根菜類を栽培していた農地です。</p> <p>この土地の面積は1,692㎡あり、うち562㎡は令和2年4月の総会において、〇〇として、令和7年4月30日まで5年間一時転用しております。</p> <p>今回の申請は、残りの部分の1,130㎡の一時転用許可申請で、</p>

許可申請期間は前回の許可期限となっている令和7年4月30日です。

次に、〇〇と書かれた資料を御覧ください。

今回の増設工事の面積は、青く塗られたアスファルト舗装の部分が495㎡。その内側に入っている黒い線がU型側溝設置されているところで9㎡。外側にある青と赤の線が防音壁を設置する34㎡で、合計538㎡です。黄色い部分が仮設テントを設置する部分で面積は451㎡です。

前回同様、転用後は原状回復して所有者に返還する予定ですが、所有者が言うには今後農業利用はしないとのことであります。

申請者は、この土地の所有者である〇〇さんと、〇〇の工事を受注した〇〇です。

本件につきましては、平成〇〇年に工事実施計画が認可された〇〇の工事に関連するものになります。

今回の申請地は、この許可申請の1,130㎡と、この後の報告第2号の5条の届け出面積2,195㎡の合計3,325㎡です。御手元に資料の地目図を御覧下さい。青線でくくられているところが令和2年に許可をしているところでして、今回申請しているのはこの三角形の部分、つまり、こちらの1,130㎡を転用する申請となっています。後ほど報告します隣りの黄色い四角の部分が〇〇さんの所有で、後に説明するところで申請が出てきております。今回の届出は3,325㎡ですが、事業全体の面積は約11,905㎡となります。今回の届出及び許可の申請について、2筆の合計959㎡を〇〇工事に関する〇〇として、使用するものです。

〇〇計画図を御覧ください。

こちらの図面は、令和2年4月の申請のものになります。今掘削している残土につきましては、計画図の右側に資機材置場予定地と書かれたところがあります。ここを一時仮置き場にしていましたが、〇〇建設が開始となることから、今回の申請地の〇〇さんの土地と、〇〇さんの土地の届出をもらって、転用することとなっています。

今回の申請については、浸透防止のアスファルト舗装、ハウスの施設であり、外部への飛散の危険もなく、ヤード内で完結す

	<p>ることから、地域住民の安全にも配慮しているものです。</p> <p>この土砂仮置場に関しては、市の新幹線まちづくりなど関係部局、埋蔵文化財などにつきましては、北海道教育庁及び市教育委員会生涯学習課とも事前協議をしていることも確認しています。</p> <p>転用許可制度の許可方針には立地基準と一般基準があります。</p> <p>立地基準につきまして、申請地は、市街化区域と市街化調整区域。〇〇さんの土地で市街化区域が切れて、〇〇さんの土地は市街化調整区域になっていますが、ちょうど境界であり事業面積の約75%は市街化区域内にあります。バス通りに面しており、農地法に定めた「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地」に位置しておりますので、第三種農地として考えられます。第三種農地での転用は、原則許可の方針であり、うちの方の農地台帳に登載はしておりません。</p> <p>一般基準につきましては、転用事業者は〇〇でありまして、〇〇建設のための必要不可欠な工事であり、転用事業の実現可能性と資金の確保、また近隣との調和。近隣には農家はないので問題はありません。</p> <p>現況については、申請地の付近の担当をされています近隣担当の委員にも御足労いただきまして、事務局といっしょに確認しています。</p> <p>以上のことから、本事業計画は事業の実施確実性があり、被害防除が発生するおそれがないこと、農地法第5条の要件に合致しているので、許可相当と考えております。以上概略を説明しましたが、御審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。これについて、申請地の近隣担当の委員さんの方から補助説明をお願いします。</p>
委 員	<p>現況について申し上げますと、議案第1号の転用に係わる農地である〇〇は現在耕作しておりません。</p> <p>事業計画全体の面積のうち農地の部分は令和2年の転用と合わせて約23%で、他は宅地などの農地以外の土地です。</p> <p>〇〇工事の〇〇は必要不可欠であり、転用はやむを得ないと思われ、許可相当と考えます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今説明がございました。御意見、御質問のある方は、挙手願います。はい、どうぞ。</p>

委員	これは第三種農地に該当するのですね。
事務局 (農地係長)	市街化が著しい区域で、第三種としています。原則許可の方針です。〇〇さんの方が市街化調整区域です。
委員	一時転用の場合は農地への回復が確実として認められない場合は、不許可となるのですね。
事務局 (農地係長)	はい。今回の場合は、〇〇の方で今建物を建てるところの土を一度右側の方の畑の方に移動して、その施設がなくなった後に、畑として原状回復する形になっております。それが前回の期限である令和7年4月30日まで許可期限を設けてありますので、同一の期間として今回の申請があがってきています。
委員	〇〇さんはこの後農業をやるつもりはないということですよ。そうであるなら、元に戻すとは、農地に戻すことになるのでしょうか。
事務局 (農地係長)	農地としての一時転用の許可の案件となっていますので、元に戻すという条件になっています。
委員	そういうことを聞きたいのではありません。私は別の案件で、一時転用のため高速道路の仮置き場に貸して、農地に戻すことになっていたが、担当者が変わったら、元に戻ってないという話を聞いたのですよ。そういうことを聞いていたから本当に元に戻すのか、確実性があるかどうかという話を聞きたいのです。
事務局 (農地係長)	これは期限到来後原状回復したという現地の写真をもらい、うちの方で確認し、畑に戻っていない場合は指導いたします。
委員	担当者は2年後とかに変わるのですか。
事務局 (農地係長)	こちらとしては担当が変わった場合ちゃんと引継ぎをしていくしかないのです。この点は十分注意していきたいと思います。
委員	私なぜそうなのかというと、私が知っている農家の人が転用で貸して、確かに元に戻ったのだが、畑として使えるものではなかった。土壌もすっかり変わって使いものにならなかった、と。

事務局 (農地係長)	私どもとしては、戻すときには現地の所有者の立会いの下、原状回復を確認しています。
委員	この辺をきちっとすべきだと思います。
事務局 (農地係長)	わかりました。今回の話については、もちろんこの共同企業体は工事が終了後、畑に戻す確約を取れるように指導していきたいと考えています。
委員	今回の案件は市街化調整区域と市街化区域が隣接しているのですよね。ここで、市街化調整区域外でなくなったら、売買ができるようになり、そのことが前提として一時転用しているのではないかと疑問を持つのです。
事務局 (農地係長)	私どもの方では、確認は出来ていませんが、都市計画区域については、市の方で審議会を設け、区域の話し合いはされていると思います。しかし、現段階では第三種農地としての許可申請が出てきておりますので、最終的には農業委員会でしっかりと監視していきたいと考えています。
委員	農業委員会の方は原則許可ということになってはいますが、私は疑問を持っています。
事務局 (農地係長)	私どもとしましては、監視し、何かあれば指導してゆく立場でありますので、その点については十分気を付けていきたいと思えます。
議長	よろしいですか。外に御意見、御質問はありますか。
委員一同	特になし
議長	それでは、議案第1号はこれで決定させていただきます。次に、報告第1号「現況証明書交付の報告について」を上程します。事務局よりお願いします。
事務局 (農地係長)	報告第1号について説明いたします。 本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第4条及び第8条の規定に基づき地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付したものです。件数は、市街化区域内の土地が3件7筆、市街化調整区域内の土地はありません。

<p>議 長</p>	<p> んでした。 申請地付近に住む委員が現況を確認し、証明書を交付したものです。 以上です。 ただ今、説明が終わりました。何か御意見、御質問はありますか。 </p>
<p>委員一同</p>	<p>特になし</p>
<p>議 長</p>	<p> 発言がないようですので、報告第1号を終わらせていただきます。 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」をお願いします。 </p>
<p>事務局 (農地係長)</p>	<p> 説明いたします。 今回、農地法第5条第1項の規定による届出が、2件ございました。 1件目、当該地は〇〇に隣接している〇〇で登記地目「畑」です。面積が1,231㎡で、市街化区域の土地になります。 転用目的は「駐車場及び雪捨て場」です。 譲渡人は〇〇在住の〇〇さん。譲受人は〇〇在住の〇〇さんです。〇〇さんは今回転用する土地の隣接地で土木・建設の会社を営んでおり、事業拡大に伴うものです。駐車場が手狭となってきましたので、その隣の〇〇さんの土地を大きくして経営を拡大していきたいとのことでした。 2件目の所在地は、先ほどの議案1号の隣の土地になります。道道〇〇号線〇〇沿いにあり、現在〇〇がある場所に隣接している、〇〇で、登記地目「畑」で、面積が2,195㎡で、市街化区域の土地になります。 転用目的は〇〇工事用〇〇用地です。 貸主は〇〇に在住の〇〇さんです。借主は、〇〇です。 書類上適正な届出と認め、受理通知書を交付したものです。 1件目につきましては農地台帳に登載があり、2件目につきましては農地台帳に登載はありませんでした。届出につきましては、以上でございます。 </p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今説明がありました。何か御意見、御質問はありませんか。</p>

委員	2件目の方は、先ほどの話と同じように元に戻すときには気を付けてください。
事務局 (農地係長)	わかりました。
議長	外に何かございますか。
委員一同	特になし
議長	特に発言がないようでしたら、報告第2号を終わらせていただきます。 予定していた議案、報告については終わりました。皆様の方から何かありますか。
委員一同	特になし
議長	ないようですので、最後に事務局からお願いします。
事務局 (振興係長)	はい。次回の農業委員会総会は、12月21日木曜日10時から、場所は、別館3階の第2委員会室での開催を予定しています。近くになりましたら、議案等含めまして御案内させていただきます。 それでは、令和5年第9回小樽市農業委員会総会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。 (午前10時40分閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。